

令和 6 年度
第 1 回 筑後市総合教育会議録

令和 7 年 2 月 19 日

令和6年度 第1回 筑後市総合教育会議録

日 時	令和7年2月19日（水） 15時30分～16時30分
場 所	筑後市役所 東庁舎3階 302会議室
参 加 者	西田市長、中村教育長、齋藤教育長職務代理者、江崎教育委員 下川教育委員、河村教育委員 長野教育部長、堤学校教育課長、山口教育総務課長、小林社会教育課長 深町人権・同和教育課長、中村市民生活部長、井村こども家庭サポート センター長、山口企画調整課長、井手教育総務担当係長、山元企画調整 課長補佐
協 議 事 項 及 決 定 事 項	○筑後市教育支援センター構想及び居場所づくりの取組について 教育支援センター構想案及び居場所づくりの取組について提案内容で承認する

山口企画調整課長

ただいまより、令和6年度筑後市総合教育会議を開催する。まずは、西田市長より挨拶をお願いします。

西田市長

本日は、大変お忙しい中、筑後市総合教育会議にお集まりいただき、感謝申し上げます。

また、日頃から筑後市の教育行政の推進のために、様々な場面でご尽力いただいていることに、重ねて御礼申し上げます。

さて、小学校再編については、いよいよ4月から筑後南小学校が開校する予定である。これによって、水田小・下妻小・古島小の再編については、一旦の区切りとなるが、古川小・水洗小の再編に係る協議については引き続き、教育委員会を中心に継続していくこととなる。今後とも皆様方のご協力を切に願います。

さて、本日の会議では、筑後市こども計画（案）の概要説明、筑後市の不登校・いじめの現状報告、それから、来年度から実施する予定の「筑後市教育支援センター構想及び居場所づくりの取組」を議題として皆様方に審議していただく。

総合教育会議の設置目的である、市長部局と教育委員会が、様々な課題に対応するための教育施策の方向性を共有しながら、一致して執行にあたるように、忌憚のないご意見を願います。

山口企画調整課長

それでは、次第に沿って進めていく。今回、報告事項は2点である。

まず、「筑後市こども計画案について」こどもサポートセンター長より報告をお願いします。

井村こども家庭サポートセンター長

「こども基本法」や「こども家庭庁」というのは、耳にされたこともあると思うが、「こども計画」というのは「こども基本法第10条」に、都道府県は国の「こども大綱」を勘案して、「都道府県こども計画」を定めることに努める。市町村は「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を定めることに努めるとはっきりと書かれている。

それも今回「こども計画」を策定する理由の1つである。また、本日の配布資料の1頁に「こども計画」策定の背景を書いている。ご承知の状況であると思うが、こどもたちを取り巻く状況というのが非常に厳しい状況にあり、国も非常に憂慮している（もちろん市も）。そうした課題を改善し、こどもたちが幸せに暮らせるような、社会にしていきたいということで計画を作り、その計画に沿ってこども施策を進めていこうというのが「こども計画」を作る理由である。

1 頁に計画期間を記載しているが「筑後市こども計画」については、令和7年度から令和11年度の5年間としている。これは、国が計画のガイドラインとして示しているものになる。

福岡県内には60市町村あるが、そのうち40市町村が筑後市と同じように令和7年度から11年度までの5年間で「市町村こども計画」を作るという方針を示している。

筑後市も令和7年度の早い時期での完成に向けて、計画策定を進めているところである。

2 頁。まだ完成はしていないため、あくまでも案という形だが、「こども計画」が目指すべきゴール（目標）としての基本理念を「すべてのこどもがありのままの自分を大切に生きていけるまち ちくご」ということで示している。

この基本理念を実現するために、その下に様々な目標・施策を示している。計画なので、大きな方向性を示しており、一つ一つの細かい事務事業まで示すものではないが、こうした体系で現在計画案を作成している。

4 つの基本目標を示しているが、その中でも、特に1 つ目の「全てのこどもが持つ権利の保障」という目標は、「こども計画」全体の土台になるものだと思っている。

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っているが、やはり未熟な面があることから、こどもたちは大人が守る対象・支援する対象といった考え方を持つこともある。

しかし、「こども基本法」や「こども計画」においては、こどもたち自身が権利を持っている権利の主体であるとしていることから、その考え方を基本としながら、計画づくりを進めていきたいと考えている。

もちろん、こどもたちの権利を守っていくことは、大人の義務である。よく権利というと、義務を果たさないと権利はないと考えがちだが、こどもの持つ権利は、義務を果たすことで手に入れるものではなく、生まれながらに有するものである。大人たちは、そうしたこどもの権利についてよく理解する必要がある。大人がこどもの権利は何なのかをよく理解した上でないと、こどもの権利を十分守っていけないので、そういったところにも、力を入れていきたい。

それから、目標2の7「居場所作りの推進」や目標3の2「貧困の状況にあるこどもへの支援」、5「ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援」、目標4の1「次代の親の育成」といった項目があるが、こうした項目は、今まであまり取り上げられていなかったが、今回「こども計画」を作るにあたって、国から自治体のこども計画の項目に入れてほしいと示された項目になる。

これらの項目については、今まで市としても深く対応できていなかったということが正直なところである。今回、計画を策定し、進めていく中で、これまでにあまり対応できていなかった項目についても、進めていきたいと思っている。

こどもというと、市役所では、こども家庭サポートセンターや児童・保育課であるとか、学校教育課といった部署が取り組むべきではないかというイメージを持たれるのが一般的であると思うが、「こども計画」については、そうした直接的にこどもに関する部署以外でも、例えば目標4の4「男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」などであれば、男女共同参画推進室であるとか、企業に働きかけかけるのであれば、商工観光課であるとか、居場所づくりの推進というところ言えば、都市対策課や防災安全課であるとか、こどもに直接関係しないような部署も関わっていく取り組みになっていくと理解している。

3頁、こども家庭庁の資料。「こども計画」がどういった位置づけで、どういう内容になっているというものを示したものである。中段に「こども・若者・子育て当事者への意見聴取」意見を聞くということが示されている。国も初めての試みという言い方をしているが、自治体が行うこどもに関する施策に、こどもや若者や子育て当事者の意見を聞いて、それを反映させていくということが非常に大事であるという言い方をしている。

それには2つの意義があるということも言っている。1つ目は、直接声を聞いてニーズを聞いて、効果的な取組ができるということ。もう一つは、その意見を聞いて反映させるということが、こどもたち自身が自分の言った意見が反映されたと感じてもらえれば、自己肯定感・自己有用感にも繋がっていくということがある。

今回、「こども計画」の策定を進めていく中でも、市内の小学校5年生全員と中学校2年生全員とその保護者にアンケートをとり、そのアンケート結果を計画にも反映させている。

それから、「こども計画」策定に関して、審議していただく「子ども・子育て会議」があり、その委員として大学生2名に参加いただき、若者の意見をいただいている。

また、市役所内で行うこども・若者が参加する事業などには、サポートセンターとしても直接こどもたちと話をさせていただく時間を取らせてもらうなどして意見を聞いている。今後、そうしたこどもたち・若者の意見を聞くことは様々な場面で計画していきたい。

先ほど申しましたように、「こども計画」はまだ完成していません。令和7年度の早い時期に完成させたいという目標で今進めているところである。完成した折には、教育委員会の皆様にも何らかの形でご報告していきたい。

山口企画調整課長

ただいま策定に取り組んでいる「こども計画（案）」について説明させていただいた。

委員の皆様の方から、ご質問・ご意見の方を頂戴したいので、よろしくお願いしたい。

記録を取っているので、マイクを使つての発言をお願いしたい。

斎藤委員

昨日、西牟田小学校の150周年の式典・学習発表会に参加した。その中で感じたのが、学校・保護者・地域との繋がりがすごく良かった。その中で育つこどもたちの表情がすごく豊かで、安心した環境の中で育っているのを感じた。

また、学習発表の中で、地域を良くするため、こどもたち自ら地域のために自分たちができることをやろうという意思のもと、こども委員会みたいなものを立ち上げるという話があった。それは、昨年筑後市が行った「こども議会」が元になっており、こどもたちが、こどもの目線で意見を表明する場の確保というのはとても重要なことだと感じた。こども委員会でも横の繋がり、縦の繋がりもできる。自分たちが住む筑後市を愛し、将来に向けて自分たちの手で作り上げる筑後市。住み続ける筑後市にも繋がると思うので、小さな委員会だとは思いますが、とても良いと思いこの場で報告させていただいた。

井村こども家庭サポートセンター長

教えていただいたので、そうした所とも話をさせていただければと思う。こども委員会がどのようなになっていくか、やってみないとわからないが、是非、そうしたこどもの意見を聞く・意見を言っていただく場の一つとして、活用させていただきたい。

山口企画調整課長

他に、ご意見・ご質問等あればお願いします。

江崎委員

2頁の上段の基本理念の中に、「すべてのこどもがありのままの自分を大切に生きていけるまち ちくご」とある。これは筑後市独自の基本理念なのか。

井村こども家庭サポートセンター長

そうである。

江崎委員

それから3頁。「こども」という表現が「子ども」「子供」とあるが、これは、こども家庭庁のチラシなのか。

井村こども家庭サポートセンター長

この資料はこども家庭庁が作成したものである。今指摘された「こども」の表記（ひらがなと漢字とかの違い）であるが、こども家庭庁は意識して使っている。「こども」「子ども」「子供」があるが、法律等によって、こどもの年齢の定義が違っている。児童福祉法であれば18歳までと色々と年齢が違うが、こども家庭庁があえて「こども」にしたところは、こどもの捉え方というのを年齢で区切るのではなくて、「心身の発達の過程にある者」と定義している。法律等では年齢で区切っているため〇歳過ぎたら対象ではなくなることがあり得るが、こども

家庭庁としては、年齢が過ぎたらこどもではなくなるではなく、発達過程にある間は「こども」として支援する対象としていくという考え方で「こども」を使っている。

江崎委員

「ありのままの自分」というのはどういうことか。

井村こども家庭サポートセンター長

1つは、最近言われるのは、多様性を認めるという言葉として使われている。個性とも言い換えられるかもしれない。様々な情報が氾濫した現代社会においては、こどもは人にどう思われるかをかなり意識したり、親の期待に応えたりとなかなか自分らしさを出せていない部分がある。子ども・子育て会議の中でも、こどもたちは「そのままでいいんだよということをもっともらいたい」という気持ちがあるという意見が多くあった。

「ありのままの自分」を基本理念として、大事にしてほしいということ、子ども・子育て会議の委員からの意見で非常に強く言われた。大学生の委員も、これまでの人生の中で、やはり自分がそのままでいいと認められることが、一番嬉しいということも言われていた。そうした子ども・子育て会議での意見もあり、「ありのままの自分」という言葉を使っているところである。

江崎委員

非常に難しい。今のような話を聞いて考えたらわかるが、市民が見て「ありのままの自分を大切に」とは何かと感じそう。

2頁、目標3の4に「障害のあるこどもへの支援」と書いてあるが、「障害」が漢字になっている。これまで論議されてきたことだが、障害をどう見るかということで、一般的には障害というのは、手足が不自由など色々な障害があって生きていけないという捉え方もあるが、今はみんな平等であり、周りの障害があるから困っているのであり、障害があるのは、環境ではないかという捉え方がある。

そのため、国も障害の障というのは非常に誤解を受けるから、ひらがなの「しょう」としており、県も同様。途中にあったポスターにも「しょうがい」と書いてあった。前段にあった教育委員会でも言ったが、障害児・障害者をどう見るか、障害者が当たり前とするならば、その人が生きていけるようにスロープをつけるとか、周りの交通を便利にするとかですね、捉え方が大きく違うと思うのでぜひ検討をお願いしたい。

山口企画調整課長

今のは意見ということで、回答は必要なしということで良いか。

その他、ご意見ご質問等あればお願いします。

中村教育長

先ほどの説明で色々な部署が関わっていくという話をされたが、それだけだとやはり進まないのではないか。センター長から提案してもらっているので、この計画を進めていく上において、もう少し強いリーダーシップを発揮してもらいたい。やはり誰かがリーダーシップを発揮して、先ほど言われた課と一緒に知恵を絞る。そこをもっと明確にするべき。とても大事なことでと思うので、もっと積極的に発信して、コーディネートをしていただきたい。教育委員会としてもやっていかなければならないというのは分かっているが、教育委員会が音頭をとってこの施策が進んでいくのかということ、なかなか難しいと思う。是非、リーダーシップを取ってもらいたい。

現在、サポートセンターに進めてもらっているが、なかなか推進が見えてこないところがある。後の議題にも「居場所づくり」とあるが、本来の居場所づくりは不登校だけではないと思う。そういったことも含めると、こどもたちの「ありのままの自分」を大切に生きていける環境を作っていくのが大事なことでと思う。学校教育課は、学齢期の子どもが対象になるので、全てのこどもを対象にということになると、なかなか見えないところもある。一緒にこうやっていきたいという思いはあるので、広い意味でのリーダーシップというか、推進を図っていただけるとありがたいと思っている。

西田市長

基本的にこのような計画策定が非常に多い。そういった中で、主管課が計画を作っても、なかなか市全体に取り組みが波及しない、前に進まないことがある。ハード事業であればプロジェクトを作って、進めていけばそれなりに進んでいくが、ソフト的な事業を筑後市としてどう進めていくのか、その辺を企画調整課を中心に、どこがリーダーシップをとって進めていくと決めるのか。やり方の問題については、市長部局としても検討をさせていただきたい。

山口企画調整課長

他に、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

よろしいか。

それでは、二つ目の報告事項に移りたい。

二つ目は、「不登校・いじめの現状について」ということで学校教育課からの説明となる。よろしく願います。

堤学校教育課長

資料2、いじめ・不登校の状況について、説明を申し上げます。

まず、国の状況。国のいじめの件数について、令和元年度から5年間を載せている。小学校・中学校、それぞれ2段にわかれているが、下段は1,000人当たりのいじめ認知件数である。小中学校のいじめ数が、令和5年度は前年度から7.3%増加している。国は、増加の背景には、

いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことやアンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめに関する認知が進んだことがあると分析している。年度末時点では、この77.5%が解消ということで統計上は出ているが、いじめの統計上、数週間・数ヶ月経ってからの解消判断もあることから、3学期に発生したものが解消に結びつかない件数も多くあるので、国としては、高い率で解消をしているという分析を出している。初期段階で認知をして、学校における組織的な早期対応を行うことを国は示しており、そういったことで一定数解消できている。

一方で、SNS上でのいじめなど、見えづらく解消の確認が難しい事案も増えているという分析結果が出ている。

次に、不登校の推移だが、こちらも5年間の推移を載せている。上段が不登校児童生徒数、下段が1,000人当たりの不登校児童生徒数である。国の分析では、令和5年度不登校児童生徒数は346,000人を超えており、11年連続の増加で過去最高となっている。増加率は若干前年度を下回っているが、依然増加している。内訳としては、出席0日の者が7.4%、30日～49日の欠席日数の者が22.3%、50日～89日の者が22%、90日以上欠席している者が55%ということで、長期化も進んでいる。増加の背景としては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨が浸透したことが考えられる。この法律には、学校へ復帰することだけではなく、社会的自立や将来を見据えた児童生徒の休養等の必要性も明示されており、そうした考え方が浸透したことによって保護者の学校に対する意識の変化が考えられる。また、コロナの影響による登校意欲の低下などが挙げられているところである。

国の分析の中で把握した不登校の理由として、学校生活に対してやる気が出ないが32%と最も多く、続いて不安や抑うつ、生活リズムの乱れ、学業不振、友人関係の問題の順で多かった。

こうした国の状況に対して、筑後市ではどうかということで、次から記載している。まず、令和5年度のいじめの認知件数は、小学校が103件、中学校が49件であった。筑後市の場合、年度によって若干増減しているが、毎年一定数は出ている。理由として、いじめの捉え方が、以前のような一方的な強い者から弱い者へのいじめということだけではなく、こども同士の関係性の中で嫌な気持ちがしたら（それが継続的ではなくても、一度そういうことを感じたら）いじめということで、アンケートや教育相談で報告するようにしていることが考えられる。

教育委員会としては、毎月上がってくるいじめの報告の中から、それが不登校に繋がるような重大なもの、受け手側の影響が大きいものをピックアップして必要であれば関わりを持って対応していくという対応をしている。ですので、逆に数が少ない学校については、聞き取りのやり方が十分であるとか、そういったことを現在は対処しているところである。いじめの認知件数が多いことについても、それだけ教職員の目が行き届いている証しだと捉えている。

先ほども申しましたが、各学校では日常的な児童生徒の観察、毎月のいじめアンケート、学期ごとの教育相談等を通じて、この認知を進めている。仮にいじめが認知されたら、各学校ではそのケースに応じた対応にはなるが、校内のいじめ対策委員会など組織的な対応を行って、昨年度は9割以上のケースで早期の解決が図られている。

また、国と同様だが、いじめの対応の特徴的なものとして、SNS等への書き込みなどインターネット上での誹謗中傷について若干の増加傾向が見られる。こうした点については、スマホ等の利用について、家庭と連携しながら啓発指導を進めている。

次に、不登校の状況だが、令和元年から5年までかなり数が増えており、小学校では10件だったものが72件、中学校では45件だったものが101件ということで、令和6年度の欄に書いているが、60という数字が12月末の数字である。中学校の89も12月の末の数字で、そこから横に引いた各年度の数字は、各年度の12月末同じ日付で比較したときの件数ということで、今年度も増加傾向にあるということが見て取れると思う。

不登校の要因については、先ほど国の状況として申し上げたとおり、やはり考え方の変化、それからコロナによる影響、そういったものが大きく出ている状況である。不登校児童への対応としては、各学校において担任、あるいは関係する教員が定期的に家庭訪問、電話連絡等によって個々の児童との関わりを絶やさないこと、保護者と連携することを起点として、不登校となった要因の把握、関係機関との情報共有や連携を進めているところである。

現在分析をしている不登校の要因として、今年度12月まで末までの状況では、友人関係や学業不振など学校生活に起因するものは、小学校で20%、中学校で15%。親と子の関わりなど家庭生活に起因するものは、小学校は22%、中学校は3%。生活リズムの乱れ、学校生活へのやる気の減退など個人に起因するものが、小学校で58%、中学校で82%ということで、特に、小学校では家庭に起因するものの割合が高く、中学校では個人に起因するものが高いという状況になっている。

また、不登校への対応として児童生徒の居場所づくりでは、各学校で教室に入ることが困難な児童生徒が登校できる学校内の居場所づくりを進めている。この別室登校は自習をベースとしており、利用者の見守りは教員が交代で行う他、今年度よりスマイルの不登校児童生徒支援も巡回して対応している。

教育委員会では、学校や関係機関と連携した不登校対策委員会を立ち上げて、不登校の実態把握、様々な対応の検討を行い、これまでスクールカウンセラーの配置数の増加、不登校児童生徒支援の拡大等を行ってきた。新たな取り組みとして、この後の協議事項の中で提案したい。それ以降の頁は、12月末現在のデータを詳細に載せている。

山口企画調整課長

いじめ・不登校の現状についての報告であった。ご意見・ご質問等あればお願い申し上げます。

それでは、協議事項に移りたいと思う。協議事項の進行・まとめについては、市長にお願いしているのでよろしくお願い申し上げます。

西田市長

私の方から協議事項については進めさせていただく。

それでは、「筑後市教育支援センター構想及び居場所づくりの取組について」の協議に入っていきたいと思う。この議題については、学校教育課より説明をお願いします。

堤学校教育課長

資料3。まず、筑後市教育支援センター構想だが、現状の課題を記載している。大前提は先ほどの説明の中であった、不登校の児童生徒が増えているということがある。それから、それにつながる相談機能として、小中学校の保護者、児童生徒の相談窓口として、筑後市教育研究所に教育相談機能（窓口や相談電話）を設けている。この他、スクールソーシャルワーカーや教育委員会、学校教育課への直接の相談など様々な窓口を通じて相談が来ている。それが良い面もあるが、相談窓口の分散により教育委員会と学校、関係機関への情報共有の難しさが課題となっている。

また、教育研究所に教育相談窓口を設けているが、情報発信が弱く、相談数が上がっていない点も今回検討した一つの理由である。

それから、国は不登校児童生徒への適切な支援として、不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の向上、生活習慣の改善のための相談指導を行うための教育支援センターの設置を進めている。これまでは、教育支援教室としてスマイルを置いて、そこで学校復帰社会復帰を支援しており、それを置き換えるという考え方も持っていたが、近年の不登校児童生徒の急激な増加に対して、より効果的な対応が行える体制作りが必要だと考えたところである。

そこで、令和7年度以降の構想として、3頁「教育相談機能の一本化についての案」をご覧いただきたい。上段は現状であり、保護者あるいは学校からの様々な相談がバラバラなところに行われていることを表している図である。今回の教育支援センター構想は、保護者や学校からの相談を、教育研究所（教育支援センター）が一括して受けるというような形にするものである。

この内容については、いじめ・不登校児童生徒や保護者からの相談、就学への相談、子育て相談、あるいは、これまで教育研究所が培ってきた機能・今後も引き続き有していく教育研究所の機能を用いた、学校からの相談、学級経営の相談、児童生徒への生徒指導の相談、保護者対応の相談といったものも教育研究所（教育支援センター）で集約をして対応していきたいと考

えている。教育支援センターの中ではセンター長（現：研究所長）がおり、必要に応じて依頼を受けた事例の検討会を開いて対応を判断し、部下である不登校児童生徒指導支援員、教育支援教室の指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーに割り振りながら進めていくことを考えている。

なお、スクールソーシャルワーカーについては、現在教育委員会学校教育課に配置しているが、教育支援センター構想の中でより効果的に活動する場ということで、教育支援センターへ配属を変更したいと考えている。こういった体制で情報の受け手を一つに集約して、適切な対応をとりながら、教育支援センターが関係機関とも連携をし、当然教育委員会に報告・共有をしながら1件1件対応していきたいと思っている。こうした学校からの相談、保護者の相談が教育支援センターで一定完結するような中身になるが、学校教育課との情報共有であるとか、関係機関との情報共有については、それぞれ定期的な連携をとりながら共有をしていきたいと思っている。

それからもう1点、こども居場所づくりの取組については、資料の2枚目になる。こども大綱が目指すこどもまんなか社会実現に向けた重要事項ということで、学校教育課でも何かできないかということで今回提案した。具体的な計画については、サザンクス筑後の2階研修室を借りて居場所にしたいと思っている。開設は、当面は平日のうち、週3日午後3時間程度としている。市が教育支援センターで雇用している不登校児童生徒支援員が各学校も回っているので、週1回3時間程度、学校の時間を割いてこちらに回ることも考えてこの時間数になる。利用人数、それから要望の変化に応じて開設する曜日や時間帯は修正していくこととなる。

開設時間を拡大するときはどうするかということについては、見守り、居場所での体験学習のイベントなどを担ってもらえる協力者は必要だと思っている。関連するNPO法人、ボランティア団体、児童民生委員会等への働きかけを行っていく必要があると思っている。既にいくつかNPO法人ボランティア団体と話をさせていただいている。最初の感触だが、ぜひ参加させていただきたいというような話もいただいているし、逆にこれ以上市の関わりを増やさない方がいいというようなアドバイスも受けている。とはいえ、色々な民間団体が入るようになると、その調整も必要になってくるので、そこは慎重に年度内にも検討していきたいと思っている。

令和7年度予算については、周知のパンフレットや必要な消耗品等の予算を計上しており、7年度早期の開設に取り組んでいきたい。

西田市長

学校教育課の方から「筑後市教育支援センター構想」と「居場所づくり」の2点について説明があった。今の説明についてご意見・ご質問があればお受けいたしたい。

下川委員

まず、教育支援センター構想についてですが、相談窓口が集約されるのはとても良いことだと思う。

過去に私がPTA会長だったときに、どこに相談すれば良いのか問われたときに、あそこではないかという感じでしか答えられなかった。一本化されるのは良いことだと思う。紹介しやすくなると思う。

予算の関係もあるので、難しいかもしれないが、スクールソーシャルワーカーなどの人員を増やした方が良いのではないかと。ただ、専門職の方を採用するとなるとなかなか難しいかもしれないので、保険会社などではよくあるが、警察官OBや自衛官OBなど、メンタルが強い方を採用するのも一つの手ではないかとも思う。

堤学校教育課長

人員の問題については、確かにご指摘のとおりスクールソーシャルワーカーが現状2名しかいませんので、人員不足という課題は議会等でも指摘を受けており、検討すべき課題であると思っている。今回体制を見直していますので、まずはそれで来年度実施して、その中で総依頼件数の変化や対応の状況などを見ながら、必要であれば担当課として適正な人員を要求していきたいと思っている。

西田市長

他の委員の方から何かないか。

江崎委員

相談窓口を一本化するのは一歩前進というか、非常に良いことだと思う。

今までスマイルがあったが、スマイルの総括はどうなったのか。スマイルと教育支援センターの違い。疑問に思ったので質問する。

堤学校教育課長

スマイル自体はこれでなくなるわけではなく、スマイルは教育支援センターの枠組の中に支援教室として、そこに通って学習や実習や体験活動をしたい子のための教室としては、引き続き存続していく。

今回の提案は、それを超えた、幅広いソーシャルワーカー、あるいは問題によっては児相やサポートセンターなどと協力するところまでを一括で持つ「支援センター」ということで、今の体制よりも幅広く受け持つ形で、スマイルも枠の中にしっかりと持って、そこに通えることにもは通ってもらって活動していただければと思っている。

西田市長

他に何かないか。

河村委員

質問。①スマイルとの差別化のところで、スマイルが学習支援とか実習とか体験の支援ということであれば、サザンクスの居場所の方は、居場所とかどちらかというと心理面のサポート支援という傾向が強いのか、②その場合、プレイルームやカウンセリングルームとかの開設はどのようになるのか、③3時間程度ということだが、（特に中学生に関わってくると思うが）出席のカウントはどうなるのか。以上3点を教えていただきたい。

中村教育長

スマイルは今まで通りやっていくということ。教育支援センターに相談機能と支援教室機能と教員研修機能を今までどおり所持していく。相談機能の充実ということで、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにも行ってもらうという形を1つ考えている。

居場所作りについては、そこにも来ることができない子どもの居場所。今考えていることは、図書館の本を置いたり、ボードゲームとかを置いたりといった施設を考えている。要するに、のんびりしたい、のんびりしてもらいたい。一番思っていることは、一般的に色々な制約があることが苦手な子どもたち、でも家の中だけではなかなか過ごしづらいという子どもたちの居場所として作れると良いのかなという思いである。

もう一つは、多くの大人（ボランティア団体など）と話をする機会ができると良いと思っている。そこで、エネルギーが出てくれば、スマイルに来たり学校の別室に足が向いたりしていくのではないかな。もう一つ、サザンクスの「こどものえんげきひろば」が土曜日に練習をしている。それを金曜日にも計画して、サザンクスの居場所に来た子どもたちも意欲があれば参加と一緒に体験するとか、練習風景を見るとか、そうしたことも組み込んでやれないかという話もいただいている。

出席日数に関しては、文科省の出席日数扱いは、非常に条件が厳しいので、サザンクスの居場所については、当面は出席日数扱いではない形で、やってみようと思っている。

河村委員

もう一点よいか。特に、中学生だと思うが、自分の校区内の居場所には行きたくない、知り合いに会いたくないという子もいる。校区・市を超えたところでの居場所を希望されている親御さんもいらっしゃると思うが。筑後市外の子どもたちは、対象になるのか。

中村教育長

当面は、筑後市内の小・中学生と思っている。

スマイルの前身の適用指導教室（公設の居場所は適応指導教室。公設では居場所はフリースクール）は、広域でやっていた。ゆくゆくはそういう形も出てくるのと思っている。

西田市長

他に何かないか。

江崎委員

こういう新たな取り組みは、市として一歩前進というか、非常に前進していると思うが、現場にいたので、子どもへ対応していくときに、一番早いのは保護者の信頼を得ることである。あの先生だったら任せていいとなれば、子どもにも自然とそういう声が届き、あの先生がいるならちょっと行ってみようかとなる。

保護者の信頼を得るために、多忙な担任はなかなか家庭に行けないということもあるし、今は小学校も1年で担任が変わることがある。担任が変わると（あまり）行けていないと思う。小1で入ってきて一生懸命何度も家庭訪問した。担任が変わり、次の担任も代わってから多分、訪問はしていると思う。

親からすると、担任がまた代わったという思いになる。私も色々考えたが、やはり3人ぐらいのスタッフが（1年から6年まで、できたら中学校まで）継続するデータを持つ。病院でいう所のカルテのようなもの。何月何日何時に家庭訪問した。こんな話が出た。保護者はこんなことを言っている。それをずっと持って継続的な指導をしていかないことには、支援センターを作っても、何人かは行ってみようかで来るかもしれないが、根本的な解決にはならない。

それから、教育研究所で不登校の研修・研究発表を実施したら、市としても不登校に対する研究の蓄積として残るのではないかと思う。ぜひ、可能であれば担任と管理職やスクールカウンセラーなどの3人で集まって意見を出し合うことができれば良いと思う。担任1人だと、担任は忙しいので、プリントを配って終わりとかになってしまう。個人の考えであるが、支援センターでうまく担任と外部の人を組み合わせる取り組みができないかと思う。

中村教育長

意見として承るし、思っていることは一緒である。ちなみに研究所の研究でも、不登校を取り上げた中学校の先生が何年か前にいて、その研究の中身が継続しており、中学校の不登校対応、学校訪問の際などに参考とされている。それは市内の生徒指導担当にも同じような中身を行っていて、ほぼ共通のやり方をしているが、やはり30人40人、一つの学校に中学校不登校生徒がいる。兆候のある子どもたちも含めると50人60人になる。家庭訪問に1週間に1回行く子、1週間に3回行く子、その辺は学校の生徒指導委員会の中で、カルテではないが方針を決めながら、学校でやってもらっている。

もう一つ、最近、研究所で取り組んだものとして、不登校の原因である生活リズムの乱れがあるだろうということで、2年間、睡眠について保護者にも呼びかけて、参加してもらった。研究所でリーフレットを作って、（早寝早起き朝ご飯が基本って思っていたが）、やはり良質な睡眠、十分な睡眠というのが朝ご飯と同様に重要だということで訴えて、不登校を産まな

い、きっかけにならないように取り組んでいこうとしている。そうしたことも含めて、今後も当然やっていきたいと思っている。

西田市長

他に何かないか。

斎藤委員

人員のことだが、やはり聞いていると学校でもそれだけ多い不登校者がいて、保健室がもう満杯状態になっていて、やはり先生たちの人員も足りていない。また、今回つくるサザンクス筑後の居場所についても、子どもが安心して行けるところとなると、やはり職員が常駐していた方が安心して行けると思うので、その辺の人員配置検討をお願いしたい。

西田市長

予算をつけるのは市長部局ですが、令和7年度からの支援員についても、45人雇用しなければならないので、そうした人員だけでも1億ぐらいの予算が必要になってくる。人員配置の件については、教育委員会、教育委員の皆さんから貴重なご意見をいただいたので、是非とも参考にしながら、筑後市の子どもたちへの教育についてしっかりと議論して、できることを一つずつ前に進めていきたい。

今回の教育支援センター構想と居場所作りについては、教育委員会の方から説明、学校教育課が説明した考え方でよいか。

(はい)

それでは、令和7年度以降については、先ほどから説明してきた形で進めさせていただく。そして、状況を見ながら、様々な面で皆様方からのご意見もいただきながら、より良いものにしていきたいので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

山口企画調整課長

最後に、事務局より連絡事項を申し上げます。

山元企画調整課長補佐

事務局から一点連絡させていただく。今回の会議の議事録については、事務局で速やかに作成して、皆様の署名をいただいた後、市のホームページにて公開させていただきたい。

なお、今年度1回目の会議ですが、今年度の総合教育会議については、緊急の開催がない限り、今回の会議をもって終了させていただきたい。

次年度の開催時期については、議題の内容等が決まり次第、必要に応じてお知らせさせていただきたい。事務局からは以上です。

山口企画調整課長

それでは、以上をもって令和6年度の総合教育会議を閉会する。